

七・名主の給料 How much!

真壁 志郎

一 はじめに

安永六年（一七七七）四月、砂原村の百姓は自分たちの名主を、支配領主米倉丹後守へ訴え¹た。訴状『百姓出入一件』※1のはじめに名主の給料が高いと記述して、以下に数々の不正や非法を告発する内容が展開されていく。

武士が百姓を支配し、重い年貢に苦しむ百姓が一致団結しているイメージばかりが意識される「村」でも、百姓同士も意見の相違があり村運営の派閥争いも起きていた。そうした村人の争いを「村方騒動」²とよび、訴訟はまさにその実態を浮かび上がせてくれる記録にほかならない。訴えられた名主は領主と百姓の間に立つて、一体どのような役割と権限で村を管理していたのであらうか。

山崎 善弘『村役人のお仕事』①によれば、村の総括責任者である名主は税務・警察・裁判の権限を有し、村民を掌握し領主からも支配機構の一部に組み入れられ、支配・被支配の一重の性格を持つ特別の存在であると分析されている。しかしながら、名主の身分は百姓であり、村民より高い階層に属していくても私的夫役の特権や軒割負担の恣意的割り付などを理由に、いつでも村人からの訴訟を受けける当事者になりえたのである。

今回、越谷地域における名主の待遇について、砂原村とは反対に給料の増額を決めた大吉¹村『議定書』※2など「名主給」をキーワードに、村内管理の方法や領主からの支配委任を前提とした年貢納税の一括立替など、名主の実態を具体的な仕事を通して考察する。

一 名主の成立

幕藩体制が整備されると、検地で確定された地域を村範囲にして、百姓たちが村を仕切る時代へと大きく転換した。その際、村の有力者を核として成立した管理機構が村方三役（名主・組頭・百姓代）と呼ばれる村役人である。水本 邦彦『村 百姓たちの近世』②では、村役人は村の権益を守り村の秩序を保つことと、領主の支配に対応した仕事と同時に、村民として果たすべき諸役の義務を負うと指摘されている。

名主の決め方はさまざまだ、特定の家が代々世襲したり、村の有力者での持ち回り、または村人の入札³により選んでいた。形態の違いはあるが、名主は領主から任命され給料の支給も約束された現地管理人として機能している。なお、特異な事例として一揆などの処分で領主が名主を指名した「出羽国屋代郷一揆願書」③の例なども存在する。

砂原村の場合は、百姓からの推薦を受け領主が名主を任命しており、給料を明示したことが覚（任命状）から確認できる。

¹ 宝永二年六月『名主役申渡』④

覚

一高三百四拾石五斗弐升壹合

越ヶ谷領之内 砂原村 名主 源右衛門

右之通致仰渡候 但名主引高者

三拾石、自今可被相勤者也

宝永二歳乙酉六月 米倉主計家来 大浜弥次右衛門印

右之村 名主 懇百姓中

領主は村の納税義務を一括して名主に負わせる「村請制」を推進し、村民は名主を自分たちの代表者として捉え年貢高の算定などを任せ村政を委任した。いずれにしても、領主は年貢徴収さえ確保できれば、地域を周知した村役人を支配機構に組み入れ行政を担わせたのである。名主側も地主・豪農として村を掌握できるメリットは十分に理解しあいの依存関係が成立していた。

◎名主はその由縁から名譽職・世襲制で就任する」とが慣例となる。

◎無給・世襲から次第に財力がある新しい有力者が「入札」などで名主に選ばれる。

◎立替可能な経済力が衰退し給料の規定と当番制の名主も登場する。

◎領主代理人として強大な権威をもつて村民を指揮し村を運営する。

三 名主給

それでは名主の待遇はどうになっていたのか。領主が名主を村の行政官に任命し、一括納税の責任を負わせていた代償として支給したのが名主給である。その形態は、名主給米・名主給金・名主役高など支給方法に種類はあるが、名主以外の百姓に対価を肩代わりさせた仕組みは共通である。名主給の制度概要をまとめたものが表1である。

寛政年間に著述された農村制度や支配方法の解説書、『地方凡例録』⑤から名主給米を引用する。

「村高百石より百五拾石まで給米一俵、一二百石より三百石まで給米四俵、四百石より六百石まで給米五俵、七百

No	名 称	内 容 運 用 方 法	
		内 容	運 用 方 法
1	名主免	所持地の一部年貢免除	年貢のかからない土地の公許
2	名主給金	金銭による支給	村高1石に付永銭支払い
3	名主給米	役高相当の米支給	村高1石に付米支給
4	役高引	所持高から一定の役高控除	村入用などからの免除
5	役免除	諸役の免除	伝馬役などを免除
6	私用賦役	村民の私事使役	名主手作地の耕作手伝いなど

石より千石まで給米十俵、右より大高の村は「これに準じ相増すべき」即ち先年命ぜられ

◎領主が名主役分の年貢や諸役を名主給料として支給または免除。

◎領主任命により村民が自主的な村議定により名主給を定めた。

次に、名主給の支給方法はどのように算定されていたのか、越谷地域で広く制度化された「役高引」について検討する。役高引は、一定の所持高にかかる「村入用費」が免除される方法がとられていた。

村の維持・運営に必要な費用を記録したものが村入用であり、その帳簿が村入用帳・村入用夫錢帳などである。必要とされる諸経費を名主などが立て替え記録し、年末に集計して総額を村民が負担した。負担の仕方は、高割たかわり（所持高で割る）・軒割のきわり（軒数で割る）・その併用などさまざまである。概して軒割は零細百姓には過酷な割合となることから高割へ移行する傾向がみてとれる。

入用の内訳は、名主給を含む経常的な人件費、巡檢使など諸役人の賄費、筆墨紙代・会合旅費、助郷伝馬役費、工事諸費、鷹場関係など村特有の費用など多岐に及ぶ内容を含んでいる。

名主を訴えた砂原村の天保九年「村入用帳」を例に算定してみると、

【砂原村】天保九年（1838）村高687石 村入用錢18貫50文 村高から名主給60石+年寄給17石を引き、残高610石で高割高1石に付、錢32文で徵収した。名主2名60石×32文=1920文 1名あたり名主給料960文村入用の中で、名主出府費用3貫文が大きな金額として含まれているが、村の訴訟や自普請があつたときは臨時入用が別途設定され、負担金の比重が増加している。

表2 役高引の算定	
項目	算定方法
対象	村高から名主役高等を除き、残り高に当年の村入用を割り当てる
計算方法：	(村入用または伝馬高) ÷ (村高または軒数 - 名主役高) = 割当額
例) 砂原村	村高 687石・名主役高 60石 + 組頭高 17石・村入用額 18貫50文 $18,050 \div (687 - 60 - 17) = 29,590$ 高割額 1石に付 32文
登戸村	軒数 28軒・村入用額 75貫740文 $75,740 \div 28 = 2,705$ ※ 軒割額 1軒に付 2,705文
西新井村	村高 140石・名主役高 20石 + 組頭高 13石・村入用額 14貫972文 $14,972 \div (140 - 20 - 13) = 139,925$ 高割額 1石に付 138文8分
※実際の徵収は高割で所持高により30文~30貫文の差異	

から村人への割当額をまとめたのが表2である。

その多くは名主給を村入用（村経費）から役高引した支給方法が一般的で、金額に換算して名主給は2～3両程度である。

四 越谷地域の名主給

地域特性のある名主給だが、越谷地域での対応が確認できる村々を越谷市史一⑥から抜粋すると、砂原村・七左衛門村・大吉村・登戸村・私領西新井村・忍藩領四条村などの例が存在する。宿場町である越ヶ谷宿の両町でも、問屋が名主を兼帶（兼務）する仕組みの中でも名主給の制度が実施されていた。いろいろな方法で名主給の制度が記述された越谷地域の概要をまとめたものが、『名主給の内訳』※3である。おもな内容は、

- 越谷での名主給米の事例は発見されず名主給金から概ね役高引に移行していく。
- 役高引は村入用・伝馬役などからの割当額免除と諸役免除が一般的である。
- 越谷地域での名主給^{よない}は30石程の役高引と伝馬役免除が多い。
- 名主免除高を余荷（助合）として小前百姓に振分負担させ高割で徴収される。

五 まとめ

万事名主は横暴であると、名主訴状が書き出した争点の一一番に名主給があつたが、その実態はいろいろな興味深い課題を含んでいた。名主給料の方法や金額は残された資料からおよそ知ることはできたが、なかなか具体的な評価を導き出せない実感がある。名主に課せられた村請制による年貢等の一括立替の負担に対し、名主給料は全く見合わないのではないかとの認識を持つている。

山本 博文『江戸の暮びりし』⑦により金額換算してみると、1両=1石=4俵=10万円。

①名主給米3俵=7万5千円／名主給金2両=20万円／名主役高30石引割当=7万5千円、村入用に占める年額は高くな。

②諸役免除の経済的効果は算定が困難である。

③名主役高引として年貢が直接減額される制度の再調査が必要。

このように、名主給から見えた待遇と、領主への立替が増大していく負担を考えると、名主給制度は次のようにまとめることができる。

○名主給の効用は給料額より村の実権掌握と領主との主従関係による権威獲得が目的。

○名主の権限は所持高に裏打ちされた経済力と臨時立替を可能にする商人との関係維持。

○領主から委任された末端機構、村役人としての支配力の行使。

名主に支えられて領主は支配者となり、権力を行使することができた。名主も村民から推薦され村政の委任を受け、自主的に給料を得た代表者として村内を差配できる。お互いの依

存関係でメリットを享受できるものの体制が、名主の任命と村請制を基軸とした名主給制度の本質と考えられる。

これまで越谷地域での名主給の事例を検証してみたが、地域特性はあるものの全国でも同様な補填方法で支給されていたことが判明した。名主の村政に対し運営経費が多くなれば、肩代わりしている村民はそこに不正・不当な支出と振分けを疑う余地も発生し、それを糾弾する村方騒動に発展していくことは当然の行動と推測できたのである。

【注】

- ①山崎 善弘『村役人のお仕事』東京堂出版 2018年
- ②水本 邦彦『村百姓たちの近世』岩波新書 2015年
- ③『乍恐奉 差上口上書覚』NHK古文書通信124号 2020年
- ④『砂原村名主役申渡』越谷市史三 No.148 松沢家文書 越谷市立図書館蔵
- ⑤『地方凡例録』国立国会図書館 デジタルコレクション
- ⑥『近世の村と農村』越谷市史一 越谷市立図書館蔵
- ⑦山本 博文『江戸の暮らし』日本文芸社 2018年

【添付資料】※1 『名主給』の勤務と減額文書 越谷市史三 越谷市立図書館蔵
「安永六年四月 砂原村名主百姓出入一件」No.159 松沢家文書

乍恐以書付奉願上候

一御領分越谷領砂原村惣百姓共申上候、当村之儀高六百石余之所、名主兩人一而相勤為役高壹人三拾石ツヽ両人一而六拾石相除、其分百姓方一而略・御伝馬多分相勤百姓方甚相疲レ候一付、何卒名主共兩人一而月番相勤相候役を壹ヶ年替致シ、非番之年ハ百姓同様諸役相勤、…略…

◎名主2名勤務60石を一年1名として名主給与30石の減額を求めた。

【添付資料】※2 『名主給』の増額文書 越谷市史三 越谷市立図書館蔵
「文化八年閏一月 大吉村議定」No.162 染谷家文書

一名主役高先名主長右衛門殿式拾石、年寄高式拾石一而被勤候得
一隣村一も無之小高故、此度惣百姓并一長右衛門殿相談之上、
名主高參拾六石、年寄高式拾石一相極メ右增高一而御勤可被下段…略…

◎名主給20石から36石への増額を村議定により自主的に定めた。

名主給の内訳					
村名	名主数	名主給			備考
		名主給米／名主給金	名主役高引	免除対象役	
砂原村	2	なし	60石⇒30石を村入用から除く	諸役	減額／2名→1名
七左衛門村	2	100石に付1両⇒廃止	36石⇒25石を伝馬役から除く	諸役	減額
大吉村	1	なし	20石⇒36石を諸役から除く	不明	増額
登戸村	1	3両相当	不明	諸役	幼少代役
西新井村	1	なし	20石を村入用から除く	諸役	割役名主配下
四条村	1	なし	100石を村入用から除く	伝馬役	柿ノ木村名主兼帶
大沢町	1	問屋役給金2両	72石を町費から除く	伝馬役1軒分	問屋役兼帶
越ヶ谷町	1	なし	28石を町費から除く	伝馬役2軒分	本町問屋役兼帶
越ヶ谷町	1	問屋役給金10両	なし	伝馬役1軒分	新町問屋役兼帶
注1. 大きな村では一村を何組かに分け、組ごとに名主を置いた。（七左衛門村 上組／下組）					
2. 名主には村入用等割当から役高相当額を除き、御用・村用の出張旅費や手当も別途規定して支給。					
3. 割役名主は数ヶ村単位の組村の統率にあたる惣名主役（忍藩西新井村・岩槻藩四条村）					
4. 初期には村人の私的使役や村財政の乱用が特権として慣習化。					